

特定非営利活動法人 SmileMakers 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 SmileMakers という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都立川市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、後継者不足に悩む農業生産者、就労機会の拡充を求める障害者就労支援施設利用者、地域飲食店及び地域住民等に対して、規格外農産物を活用した農福連携事業(移動販売、加工・販売サポート)及び地域の学び合い・仕事の循環を促すプラットフォーム運営事業を行い、フードロスの削減と地域経済の活性化を図るとともに、誰もが自分らしく堂々と働き経済的自立を果たすことで、笑顔があふれる持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 農山村又は中山間地域の振興を図る活動
- (2) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (3) 経済活動の活性化を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 耕作放棄地の再生及び有機農法・自然農法による農業推進並びに食育事業
- (2) 障害者就労支援施設等と連携した農産物の生産、加工及び販売支援事業
- (3) コミュニティを活用した物品等の販売・PR 支援事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書により、理事

会に申し込むものとする。

- 3 理事会は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事会は、第 2 項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して 1 年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上
 - (2) 監事 1 人以上
- 2 理事のうち 1 人を理事長とし、必要に応じ 2 人以内の副理事長を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。
 - (1) 理事長 1 人
- 3 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任することができる。
 - (1) 副理事長 2 人

- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 5 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員のうち、報酬を受けることができる者は、役員総数の 3 分の 1 以下とする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 会員の除名
- (5) 事業計画及び予算に関する事項
- (6) 事業報告及び決算に関する事項
- (7) 役員の選任及び解任に関する事項
- (8) 役員の職務及び報酬に関する事項
- (9) 入会金及び会費に関する事項
- (10) 長期借入金に関する事項
- (11) 解散における残余財産の帰属に関する事項
- (12) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第 15 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつ

ては、その旨を付記すること。)

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の 1 種とする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第52条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

（公告の方法）

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページ又は内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第9章 事務局

（事務局の設置）

第56条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

（職員の任免）

第57条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行うものとする。

（組織及び運営）

第58条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第10章 雑則

（細則）

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	村井	芳久
副理事長	渡邊	知彦
副理事長	加賀屋	直美
理事	赤坂	典久
理事	石田	健
理事	野口	徹子
理事	沖山	祥子
理事	鳥越	美耶
理事	伊藤	章
監事	高瀬	勉

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 44 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費	正会員 2,000 円
	賛助会員 1 口 1,000 円 (1 口 以上)

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 SmileMakers

- 1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）
- ☒ 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
 - ☒ 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名	(フリガナ)	報酬の有無	役職名等
		氏名		
1	理事	ムライ ヨシヒサ	無	理事長
		村井 芳久		
2	理事	ワタナベ トモヒコ	無	副理事長
		渡邊 知彦		
3	理事	カガヤ ナオミ	無	副理事長
		加賀屋 直美		
4	監事	タカセ ツトム	無	
		高瀬 勉		
5	理事	アカサカ ノリヒサ	無	
		赤坂 典久		
6	理事	イトウ アキラ	無	
		伊藤 章		
7	理事	イシダ ケン	無	
		石田 健		
8	理事	ノグチ テツコ	無	
		野口 徹子		
9	理事	オキヤマ ヨシコ	無	
		沖山 祥子		
10	理事	トリゴエ ミヤ	無	
		鳥越 美耶		

特定非営利活動法人 SmileMakers 設立趣旨書

1. 趣旨

現代の日本社会において、将来への経済的不安や閉塞感から、自分らしく生きる意欲を見失い、笑顔を忘れてしまっている大人が増えています。真面目に生きている人が報われず、正直者が馬鹿を見るような風潮は、次世代を担う若者たちから「大人になることへの希望」を奪っています。

私たちは、この課題の本質が「精神的な誇り」と「経済的な自立」の断絶にあると考えます。そこで、私たちは「SmileMakers」を設立し、以下の3つを統合した新しい社会のエコシステムを構築します。

- ・個人事業主や経営者の知恵と、若手・シニアの力を結びつける「知恵と仕事の循環」
- ・引退農家の技術を子育て世代や福祉施設が引き継ぐ「持続可能な地域農業」
- ・真面目な人が適正な報酬を得て、笑顔で堂々と生きるための「経済的・精神的サポート」

「笑顔が素敵で、自分らしく堂々と真面目に生きているカッコいい大人」を一人でも多く増やすこと。それが、子供たちがワクワクした未来に憧れを持てる社会への最短ルートであると確信しています。

2. 設立に至るまでの経緯

本活動の着想は、山梨県甲府市の地域社会が抱えるリアルな課題に直面したことから始まりました。経営者の孤立、若者の将来不安、高齢者の社会的役割の喪失、そして耕作放棄地の拡大。これらは一見バラバラの課題に見えますが、根底では「信頼による繋がり」と「新しい経済の循環」を求めています。

現在、本活動は本格的な始動を控えた構想段階にあります。しかし、これほど多岐にわたるステークホルダー（行政、企業、農家、福祉施設）を巻き込み、地域社会に深く根ざした「公的な価値」を創出するためには、任意団体としての活動以上に、高い透明性と社会的信用が不可欠であると痛感いたしました。

実績を積み上げてから法人化するのではなく、まず「NPO法人」という公的な責任を負う組織としてスタートを切る。これにより、地域の皆様や協力企業の皆様からの確かな信頼を早期に獲得し、スピード感を持って課題解決を加速させることが、結果として社会に最大の利益をもたらすと判断し、本法人の設立を決意いたしました。

私たちは、この取り組みを一過性の活動ではなく、社会の ” あたり前 ” として根付かせる為に責任を持って実行していきます。

3. 法人の名称

特定非営利活動法人 SmileMakers

4. 設立当初の事業内容

キャリア・知恵の翻訳事業：

シニアの経験を現代のビジネススキルに変換し、経営者とマッチングする支援。

SmileMakers型アグリ事業：

引退農家、子育て世代、就労継続支援B型事業所が連携した有機・自然農法による農地再生と食育。

コミュニティ・経済圏運営事業：

真面目な人が繋がることにより、仕事の受発注や学び合いが発生するプラットフォームの提供。

次世代育成・普及啓発事業：全国の「カッコいい大人」の事例を発信し、若者や子供たちのキャリア形成を支援する活動。

2026年 6月 13日

設立代表者 村井 芳久

令和8年度事業計画書

特定非営利活動法人 SmileMakers

1 事業実施の方針

本法人は、「笑顔が素敵で、自分らしく堂々と真面目に生きているカッコいい大人」を増やすため、精神的誇りと経済的自立が両立する多世代循環型社会の実現を目指す。 設立初年度は、その強固な土台作りとして「農福連携による規格外農産物の流通・加工・販売支援事業」の基盤構築に注力する。

生産者と就労継続支援B型事業所を繋ぐことで、福祉施設における新たな就労機会（リヤカー等による移動販売、乾燥加工等）を創出する。また、加工品を地域飲食店へ繋ぐことで調理工数削減に寄与し、最終的な商品の販売手数料を本法人の活動原資としてプールする持続可能なモデルのプロトタイプを確立する

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業 (事業費の総費用 150 千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
障害者就労支援施設等と連携した農産物の生産、加工及び販売支援事業	生産者と就労支援施設のネットワーク構築およびマッチング	認証の日から令和9年3月31日	山梨県甲府市	3名	農業従事者 就労継続支援B型事業所利用者	10名	100
コミュニティを活用した物品等の販売・PR支援事業	障害者就労支援施設で生産された加工品をコミュニティ等で販促活動する	認証の日から令和9年3月31日	オンライン	5名	就労継続支援B型事業所利用者	10名	50

(2) その他の事業 (事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

令和9年度

事業計画書

特定非営利活動法人 SmileMakers

1 事業実施の方針

本法人は、「笑顔が素敵で、自分らしく堂々と真面目に生きているカッコいい大人」を増やすため、精神的誇りと経済的自立が両立する多世代循環型社会の実現を目指す。設立初年度は、その強固な土台作りとして「農福連携による規格外農産物の流通・加工・販売支援事業」の基盤構築に注力する。

生産者と就労継続支援B型事業所を繋ぐことで、福祉施設における新たな就労機会（リヤカー等による移動販売、乾燥加工等）を創出する。また、加工品を地域飲食店へ繋ぐことで調理工数削減に寄与し、最終的な商品の販売手数料を本法人の活動原資としてプールする持続可能なモデルのプロトタイプを確立する

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用 350 千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
障害者就労支援施設等と連携した農産物の生産、加工及び販売支援事業	生産者と就労支援施設のネットワーク構築およびマッチング	令和9年4月1日～令和10年3月31日	山梨県甲府市、東京都立川市	4名	農業従事者、就労継続支援B型事業所利用者	20名	200
コミュニティを活用した物品等の販売・PR支援事業	障害者就労支援施設で生産された加工品をコミュニティ等で販促活動する	令和9年4月1日～令和10年3月31日	オンライン	5名	就労継続支援B型事業所利用者	10名	100
耕作放棄地の再生及び有機農業推進並びに農法・自然農法による農業食育事業	耕作放棄地等で、イベントを開催し、就農に興味のある方と農家の方との交流会を開催	令和9年4月1日～令和10年3月31日	山梨県	5名	農業従事者	10名	50

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人SmileMakers

（単位：円）

科 目		金 額	小計・合計
【A】 経 常 収 益			
1 受取会費			20,000
正会員受取会費		20,000	
賛助会員受取会費			
2 受取寄附金			120,000
受取寄附金		120,000	
施設等受入評価益			
3 受取助成金等			0
受取補助金			
4 事業収益			10,000
加工品販売事業収益		10,000	
5 その他の収益			0
受取利息			
経 常 収 益 計			150,000
【B】 経 常 費 用			
1 事業費			
(1) 人件費			0
給料手当			
役員報酬			
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費			90,000
消耗品費（販売用POP、衛生資材、乾燥用資材等）		40,000	
旅費交通費（農家・施設への往復交通費）		20,000	
通信運搬費（Zoom有料プラン、SNS広告・運用費、システム費）		30,000	
事業費計			90,000
2 管理費			
(1) 人件費			0
役員報酬			
給料手当			
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費			60,000
印刷製本費（団体パンフレット、案内チラシ印刷代）		40,000	
通信運搬費（事務用通信費、郵送代）		20,000	
管理費計			60,000
経 常 費 用 計			150,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			0
【C】 経 常 外 収 益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経 常 外 収 益 計			0
【D】 経 常 外 費 用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経 常 外 費 用 計			0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③			0
法人税、住民税及び事業税・・・④			
前期繰越正味財産額・・・⑤			
次期繰越正味財産額③－④+⑤			0

令和9年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人SmileMakers

（単位：円）

科 目		金 額	小計・合計
【A】 経 常 収 益			
1 受取会費			20,000
正会員受取会費		20,000	
賛助会員受取会費			
2 受取寄附金			30,000
受取寄附金		30,000	
施設等受入評価益			
3 受取助成金等			0
受取補助金			
4 事業収益			300,000
加工品販売事業収益		300,000	
5 その他の収益			0
受取利息			
経 常 収 益 計			350,000
【B】 経 常 費 用			
1 事業費			
(1) 人件費			0
給料手当			
役員報酬			
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費			270,000
消耗品費（販売用POP、衛生資材、乾燥用資材等）		80,000	
旅費交通費（農家・施設への往復交通費）		50,000	
通信運搬費（Zoom有料プラン、SNS広告・運用費、システム費）		100,000	
広告宣伝費		40,000	
事業費計			270,000
2 管理費			
(1) 人件費			0
役員報酬			
給料手当			
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費			80,000
印刷製本費（団体パンフレット、案内チラシ印刷代）		50,000	
通信運搬費（事務用通信費、郵送代）		30,000	
管理費計			80,000
経 常 費 用 計			350,000
当期経常増減額 【A】－【B】・・・①			0
【C】 経 常 外 収 益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経 常 外 収 益 計			0
【D】 経 常 外 費 用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経 常 外 費 用 計			0
当期経常外増減額 【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額 ①+②・・・③			0
法人税、住民税及び事業税・・・④			
前期繰越正味財産額・・・⑤			
次期繰越正味財産額 ③－④+⑤			0